

名古屋市立中学校における  
いじめが要因として疑われる事案について

平成28年9月2日  
名古屋市教育委員会

## 目 次

はじめに	1
名古屋市いじめ対策検討会議からの答申	
1. 事案の概要	6
2. 認められた事実	
(1) 中学校入学までの状況	6
(2) 中学校入学時の状況	7
(3) 学級の様子	7
(4) 友人との関係	7
(5) 学級担任との関わり	8
(6) 学年における当該生徒に対する言動	9
(7) ズボンの件	9
(8) 弁当をめぐるやりとり	10
(9) 卓球部における当該生徒の参加状況と周囲の評判	11
(10) 卓球部の活動状況と顧問の関わり	12
(11) 上級生の振る舞い	13
(12) 部活動における当該生徒に対する言動	13
(13) ハイパーQ Uの結果の変化	14
(14) 勉強、学習面	16
(15) 歯肉腫瘍の手術	16
(16) 遺族の証言による様子の変化	17
(17) 自死直前の行動	17
(18) その他、遺族からの情報	18
3. いじめについての認定	
(1) 学年における当該生徒の体型に関する悪口	18
(2) 意に反して弁当を他の生徒に食べられていたこと	19
(3) 卓球部における「弱い」等の悪口	19

#### 4. 自死に至る要因と経緯

- (1) 当該生徒に対するいじめ行為・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- (2) いじめ行為のほか、当該生徒が苦痛に感じていた出来事・・・ 20
- (3) 当該生徒の安心感を損ない、ストレスを感じさせた環境・・・ 21
- (4) 自死直前の心情・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

#### 5. 学校における背景事情と問題点

- (1) 学級の状況と担任の指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- (2) 卓球部の状況と顧問の指導・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- (3) 学校全体の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

#### 6. 再発防止に向けた提言

- (1) 的確な児童生徒理解と、それを踏まえた状況把握及び指導  
のための体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- (2) いじめや自死の防止に寄与する教育・指導の推進・・・・・・・・ 34
- (3) 部活動における指導・運営体制の充実・・・・・・・・・・・・・・ 36
- (4) その他、全体を通じて充実を図るべき点・・・・・・・・・・・・・・ 38



はじめに

本件は、平成27年11月1日に発生した本市立中学校1年生の自死について、いじめ防止対策推進法第28条第1項に定める重大事態に該当するものとして、事実関係の調査を行ったものである。

調査は、名古屋市教育委員会の附属機関として設置した「名古屋市いじめ対策検討会議」において、平成27年11月18日以来、9か月余にわたり各委員の専門的見地から進められ、平成28年8月31日にその答申を得た。

平成25年7月10日に発生した本市立中学校2年生の転落死と、外部有識者によるその検証と提言を受け、名古屋市教育委員会として全力でいじめ対策の充実に取り組んできた中、再び若く貴い命が失われたことは、痛恨の極みである。

この間の取り組みのどこに至らない点があったのか、どうすればこのような悲しい出来事を二度と繰り返さないようにできるのか。そのような観点から厳しく検証をいただくため、前回検証委員会で調査・検証に携わられた有識者の方々に依頼し、その一部にも「名古屋市いじめ対策検討会議」の委員として加わっていただき、本調査は行われた。

今回、名古屋市いじめ対策検討会議からの答申にまとめられたさまざまな指摘、意見、提言を真摯に受けとめ、名古屋市教育委員会は、強い決意を持って再発防止に取り組んでいく。

○名古屋市いじめ対策検討会議 委員（順不同）

氏名	分野	現職
(会長) 山田 敦朗	精神科医師	名古屋市立大学大学院医学研究科 病院講師
(副会長) 犬飼 敦雄	弁護士	犬飼法律事務所 所長
川本 健仔	学識経験者	元 清須市立小学校長
窪田 由紀	臨床心理士	名古屋大学大学院教育発達科学研究科 教授
小竹 佑一	学識経験者	元 名古屋市立中学校長
杉原 里子	社会福祉士	春日井市スクールソーシャルワーカー
鈴木 真佐子	精神科医師	名古屋市立大学大学院医学研究科 助教
坪井 裕子	臨床心理士	人間環境大学人間環境学部 教授
古井 景	精神科医師・ 臨床心理士	愛知淑徳大学心理学部 教授

(注1) 川本健仔委員、窪田由紀委員、古井景委員の3名については、本事案の検証のために、新たに委員として加わっていただいた。

(注2) 鈴木真佐子委員については、本事案の検証期間中、欠席された。

○開催経過

平成27年度から28年度にかけて、合計15回の会議を開催した。

年度	回	開催日	内 容
27	第1回	11月18日(水)	○事案の調査
	第2回	12月3日(木)	○事案の調査
	第3回	12月22日(火)	○事案の調査
	第4回	1月19日(火)	○事案の調査
	第5回	2月12日(金)	○事案の調査
	第6回	3月30日(水)	○事案の調査
28	第1回	4月15日(金)	○事実認定の検討
	第2回	5月9日(月)	○事実認定の検討
	第3回	5月31日(火)	○自死の要因・問題点等の検討
	第4回	6月9日(木)	○自死の要因・問題点等の検討
	第5回	6月30日(木)	○再発防止策の検討
	第6回	7月14日(木)	○再発防止策の検討
	第7回	7月26日(火)	○報告書案の検討
	第8回	8月4日(木)	○報告書案の検討
	第9回	8月25日(木)	○報告書案の検討

○委員による聞き取り調査

時 期	対 象
平成 2 8 年 2 月～ 3 月	当該中学校の生徒
平成 2 8 年 4 月	当該中学校の教諭
	当該生徒の遺族
平成 2 8 年 5 月	当該中学校の校長



## 名古屋市いじめ対策検討会議からの答申

## 1. 事案の概要

名古屋市立中学校1年男子生徒A（以下「当該生徒」という。）は、平成27年11月1日（日）15時54分、名古屋市営地下鉄の駅において、ホームより転落し、列車と衝突した。病院に搬送されたものの、約1時間半後の17時33分に死亡が確認された。

自宅内、当該生徒本人の部屋の机の中からノートが見つかり、付箋のついたページに遺書とみられる書置きがあった。

### 書置き全文

ぼくは、学校や部活でいじめが多かった。特に部活が多くよく弱いなどかいろいろいわれていた

でももうたえきれない。だから自殺しました。

母さんと父さん おばあちゃん いままで育ててくれてありがとうございました

## 2. 認められた事実

### (1) 中学校入学までの状況

当該生徒は、平成15年2月生まれ、両親と死亡当時大学生の兄、祖父母との6人家族である。当該生徒本人は三男で、二男は幼少期に病死している。

遺族の話によると、幼少期より現在の住所に居住しているが、町内には同学年の男児がおらず、遊び相手は下の学年の子であったとのことである。兄とも年齢が離れており、当該生徒は同世代の子どもとの関わりの経験が乏しかった。性格はおとなしくてきちょうめん、身の回りをきちんと片づけるような子どもであった。

小学校時の様子としては、体型はぼつちやりしており、学習面では漢字や計算、体育が苦手であった。小学校6年生時の担任の話によれば、体育の授業になるとよく保健室に行っていたとのことである。

小学校6年生時の出来事として、同級生の女子たちから、「まじめだけど、一人でできない」などというような悪口を言われていた。これに関して当該生徒は、悪口を言われた相手に言い返したりすることはなかったが、友達に「うざかった」という話をしている。ただ、当該生徒は、自分の悩みを他人に話すタイプではなく、相談する相手も周りにはいなかったということである。このことは、小学校時から仲の良かった友人が証言している。

また、小学校においては、部活動に参加していなかった。

## (2) 中学校入学時の状況

当該生徒の中学校入学に際し、小学校からの引き継ぎ事項には、学力面での課題のほか、心も体も強くはなく、みんなで見えていく必要があるとの内容があり、当該中学校には、当該生徒はいじめられやすい傾向があるとの認識があった。ただ、引き継ぎの中に、当該生徒に対する具体的ないじめに関する内容はなかった。

こうしたことを踏まえ、当該生徒が中学校1年生時の学級担任（以下、「学級担任」という。）としては、注意して様子を見ていくとともに、当該生徒が自分から積極的に話しかけてくるタイプではないため、学級担任の側から働きかけて接点を持たないといけないということを感じていた。

また、当該生徒は中学校入学を機に、卓球部に入部した。これは当該生徒が初めて経験した部活動であった。

## (3) 学級の様子

当該生徒の学級については、多くの生徒たちから、「にぎやかで明るいクラスである」との証言がある。授業中もうるさいことがあり、時には統制がとれないほどの様子で、教師から注意を受けていたとのことである。当該中学校が6月と10月の年2回実施しているハイパーQU（本章13節、14～16ページ）では、「本学級では、学級内の規律と人間関係が不安定になっていると考えられる。」という結果が示されている。

また、当該中学校では、本事案が発生した時期に、11月4日（水）に予定されていた合唱コンクール（事案発生により中止）へ向けての練習が行われていた。学級担任の証言によれば、当該学級においては、練習がきついという話がクラス全体に出ており、男子3名が早退するような状況であった。このような中で、何事も一生懸命に取り組む性格の当該生徒は、それ相当に疲れていたとのことである。

## (4) 友人との関係

当該生徒は、周りの生徒に対し、鉛筆など自分の持っている文房具を貸したり、怪我をしたときにばんそうこうを渡したり、鼻血が出た子がいればティッシュを出して拭いたりするなど、優しく、困っている人への気遣いができる生徒であったと、多くの生徒が証言している。

## (5) 学級担任との関わり

学級担任は、受け持ちの生徒に対してスキンシップを取ることが多かった。当該生徒に対しても、顔に手を近づけて触ろうとする、追いかける、抱きつこうとする、当該生徒の椅子に座るなどの働きかけをしていた。その頻度は、1学期は1日1回ぐらいのペースであった。

このことに対して当該生徒は、顔を触られそうになれば避ける、追いかけられれば逃げるといった対応を取ったが、表情としては笑っていたようであり、周囲の複数の生徒の証言によれば、じゃれ合っているように見えたとのことである。

しかし一方で、当該生徒が防犯ブザーを持ってきていたのを見た生徒もおり、また学級担任の話によれば、追いかけた際、当該生徒が防犯ブザーのひもを実際に引く行動をとったが、壊れていたために鳴らなかったということもあった。他にも、担任の働きかけに対して「やめてください。へどが出ます。」と言ったこともある。

また、自分のノートに「一生、顔をさわらない。」「一生、だきつかない。」「人の席にすわらない。」など書いた「契約書」と称するページを学級担任に示した上で、署名をさせたこともあり、学級担任の受け止めとして、「なかなか面白いことを考えてきたな、ちょっとやらしいな、こういうタイプはなかなかいないな」と思った旨を証言している。

時期ははっきりしないが1学期の途中ごろ、当該生徒が学校へ持ってきた私物（指示棒）を、学級担任が不要物として取り上げたことがあったとのことである。これは最終的に1学期の終わりまでに当該生徒に返却されることになるのだが、学級担任の話によれば、私物を取り上げたこと自体を忘れてしまい、当該生徒が「毎日のあゆみ」という生活記録のノートの中で、いつ返してくれるのかと質問している。

当該中学校が6月に実施したハイパーQ Uにおいて、当該生徒は、「担任の先生とうまくいっていると思う。」という質問に対しては、5段階の選択肢の下から2番目の「あまりそう思わない」に○をつけ、また、「学校内に自分の悩みを相談できる先生がいる。」という質問に対しては、同じく5段階の最も下の「全くそう思わない」に○をつけている。

このような中、1学期の終わりごろの7月10日（金）に行われた保護者会（三者面談）において、当該生徒の保護者から学級担任に対し、「フレンドリーではなく、厳しく接してほしい」という旨の話があった。遺族の話によれば、当該生徒本人が学級担任の接し方を嫌がっていると感じていたとのことであり、保護者会では、「先生が『コミュニケーション過剰で迷惑をかけた、これからはそういうことはないようにします』とおっしゃったので、（保護者側からは）『お願いします』と話した」とのやり取りがあった。

学級担任によれば、この保護者との話し合いの後、1学期の終わりからは、当該生徒に対し、それまでのような働きかけはやめたということである。その理由として、学級担任は、自分の接し方が他の生徒のようには通じず面倒に感じるようになったこと、当該生徒が本気で嫌がっているのかなと思ったこと、他の生徒に手がかかるようになり当該生徒にこれまでのように関わる余裕がなくなったことを挙げている。

#### (6) 学年における当該生徒に対する言動

学年における当該生徒に対する悪口については、複数の証言があった。具体的には、

- ・ 「入学したころ4月、他のクラスの子に体型についての悪口を言われていた」
- ・ 「2学期に1回だけ他のクラスの子にからかわれているのを見た」「他のクラスの子と話しててがっかりした様子で戻ってきたことが何度かあった」
- ・ 「軽いからかいで、少し太っていて運動が苦手だったので『お前何でできないんだよ』と言われていた」
- ・ 「10月28日(水)の休み時間に、別の太っている子とけんかしていた時に、廊下で、3～4人の他のクラスの子に二人の体型について悪口を言われていた」

というものである。いずれも悪口を言っていた生徒が誰かについては明らかではない。

遺族は、そもそも当該生徒の性格からして、同学年の生徒とけんかをするというイメージが全然ないと話している。相手の子との間で、よほど我慢できないことがあったからけんかになったのだろうとしか考えられないとのことである。

このほか、当該生徒の物をバタンと音を立てて倒すというような行為がまれにあり、それがいじめに感じられたという証言もあった。

#### (7) ズボンの件

事案発生直後の一部報道において、「4～5人で囲まれていじめられている」「ズボンを脱げとかそういうのをやっていた」というものがあり、生徒に対する聞き取りの中でもいくつかの証言があった。しかしそのいずれもが事後の伝聞であり、同様の状況を直接見たという証言は得られなかった。よって、これを事実とは認定しない。

その一方で、夏期(7月13日～9月29日)に体操服で登下校できる期間

があり、このときにクラス内でのふざけ行為として、ハーフパンツを下げるということが行われていた。当該生徒に関しての証言は一部の生徒からのみであり、当該生徒が特定の、あるいは主要なターゲットにされていたということではないが、他の生徒のふざけ行為に混じって当該生徒も対象となった可能性がある。

当該生徒はこのようなふざけ行為に加わるようなタイプの生徒ではなく、自分が対象に巻き込まれればショックを受けたものと推測はされるが、先ほどの生徒からも、その後の当該生徒の反応については証言が上がっておらず、このことが当該生徒を対象として意図した行為であるとまでは認定できない。

#### (8) 弁当をめぐるやりとり

名古屋市立の中学校では、昼食時、スクールランチという給食と弁当の持参が併用されている。当該生徒は普段は母親がつくる弁当を持参しており、何らかの事情で母親が弁当をつくることができないときにはパンを持参していた。

スクールランチを利用する場合は3日前までに事前予約が必要である。その申し込みを忘れた生徒がいた場合、あるいは弁当を持参する予定の生徒が弁当を忘れてきた場合には、当日の朝の段階でわかれば、学校が保護者に連絡し、弁当を持ってきてもらうことになっている。昼食時もしくはその間際になって初めて弁当忘れに気づいたようなときは、学級担任が教頭に連絡し、教頭が学級担任のいずれかが昼食を買ってきて対応する。これらの対応が難しい場合、例外的に担任や生徒の昼食を分けることがある。

当該生徒のクラスには、弁当を忘れる生徒が多く、しかも、昼食時になって初めてそのことがわかるということが、1ヶ月に1、2回あった。弁当を忘れる生徒は、主に4名いたということである。

このようなとき、当該生徒は、弁当を忘れた生徒に対し、自分の弁当を自ら進んで分けることがあった。このことは何人かの生徒が実際に見た様子を証言しており、学級担任も3回程度見ているとのことである。学級担任はこのことについて、当該生徒の通知表中の所見欄に「昼食を忘れたクラスメートがいるときは自分の弁当を分けてあげるなど心優しい面が多くみられました」と記載している。

2学期に入り、一部の生徒が、当該生徒への断りなく、弁当の中身を取るようになった。この行為は、他の生徒が別室にスクールランチを取りに行き、クラス内の人数が少なくなっている間に行われ、2週間に1回程度の頻度であったとのことである。この様子を見ていた別の生徒によれば、弁当を取った生徒は事後、当該生徒に弁当の中身をもらったことを話し、それを聞いた当該生徒は嫌そうな顔をしつつも、しょうがなく「いいよ」というような返事をしてい

た。

9月29日（火）は体育大会の日で、昼食は各自のクラスに戻って自由な場所で食べていた。すなわちこの日は通常時以上に学級内の秩序が保たれにくい状況であり、当該生徒は一人で、クラス内に設置された救助袋とロッカーの隙間で隠れるように弁当を食べていた。その様子を見た他の生徒が話しかけたところ、当該生徒は「取られるのが嫌だから」「一人がいい」と答えた。この時の様子は、複数の生徒が証言している。

10月に入っても、先に当該生徒の弁当を無断で取っていた生徒は、同様の行為を週に1回程度行っていたようである。弁当を取った生徒は事後、当該生徒に対して謝っており、当該生徒は嫌そうな様子で「いいよ」と返事をしていった。この様子を見ていた生徒による証言は、おおよそ内容や具体的なやり取りに言及していることから、この内容を事実として認定する。なお、このような様子が最後に目撃されたのは10月30日（金）であった。

また、遺族の話によれば、1学期には当該生徒が同級生と弁当の中身を交換したことがあり、時期ははっきりしないが、弁当を忘れる生徒のために箸を2膳持っていったことがあるとのことであった。

その一方で、これも明確な時期は特定できないものの、夏を過ぎたころの時期に、当該生徒自身が弁当の量を減らしてほしいと話したこともある。このときの理由は「部活の時に気持ち悪くなるから」と話していたとのことである。

#### （9）卓球部における当該生徒の参加状況と周囲の評判

当該生徒は、中学校に進学すると、卓球部に入部した。小学校5年生の時に卓球をやったことがあり、卓球に興味を持っていた。部活動として卓球に取り組むのは初めてであり、また部活動自体への参加も、これが初めてであった。

当該生徒は部活動が楽しかったようであり、遺族の話によれば、ゴールデンウィークに予定していた旅行の際に、「部活があるからいけない」というような反応を示したことがあったとのことである。また、2学期に入った9月、学校が実施したアンケートに、学校生活において「卓球ができる」ことが満足・楽しい・有意義と答えている。一方で、運動は得意ではなく、初めての部活動だということもあってか、練習がきつい、筋肉痛で足が痛いなどと家で話していたことがあるという。

当該生徒の練習態度はまじめで熱心、一生懸命練習していたと、多くの生徒が証言しているが、毎週月曜日と水曜日は学習塾に通うために部活動を休んでいた。卓球の技量という面では決して上手くはなく、1，2年生を通じて部員を8つのグループに分けたリーグのうち、当該生徒は一番下のHに属していた。

練習以外に、当該生徒は練習場所周辺の掃除についても、一人で丁寧に取り組んでいた。また当該生徒は、練習時に自分のピンポン球を持ってきており、それを他の部員に貸していたこともあると、実際に借りた生徒が証言している。当該生徒のまじめで優しい性格は、卓球部においても随所に見られ、多くの部員が証言しているところである。

#### (10) 卓球部の活動状況と顧問の関わり

当該中学校の卓球部員は、当該生徒が入部した平成27年度、1年生男子18人/女子8人、2年生男子28人/女子6人、3年生男子8人/女子5人の合計73人であった。

部員は技量に応じて複数のリーグに分かれて練習をしていたが、1年生については、1学期の間はリーグに分かれることなく練習していた。

前年度まで顧問であったB教諭は、技術面でも規律面でも厳しい指導をしていたとのことであるが、平成26年度限りで他校へ異動になり、平成27年度は、B教諭と一緒に3年間顧問をしていたC教諭と、新任のD教諭の2名が顧問になった。

複数の生徒が証言するところによれば、C・D両顧問は、前任のB教諭と比べて、部員に対して叱ることもなく、厳しい指導は行わなかったとのことである。活動の予定表が出るのが遅く、管理が悪かったという声もある。これらの状況に、「部活の雰囲気は緩くなった」というような評価も聞かれる。

後述するように一部の2年生は、時に顧問に反発する行動をとっていたが、そのような場合にもC・D両顧問はあまり叱るということはなく、その一部の2年生は顧問の言うことを聞かなかったと複数の生徒が話している。

C・D両顧問が部活動に顔を出していた頻度については、部員によって証言に差がある。「両方とも来ていないときはなかった」、「はじめからいるときもあるけど、遅れてくるときもある」、「あまり来ていなかった」、「いないときもあった」、「いないときが普通だった」、「全くいない時もあった」など、さまざまな話が聞かれる。このほか、「やる気が見られなかった」との証言もある。

一方で、顧問自身の話としては、「なるべく早く行けるようにしていたが、終わりの時間にしか行けないこともあった」、「部活の終わりの挨拶をお願いに来ることはあった」、「全く行かない日もなくはなかった」、「(部活に)行けるようになったら行くようにはしていた」、「前半に部活へ行って、後半に別の用事があって戻っていた時に生徒が呼びに来たことはあった」とのことである。

また、顧問が部活動に来て、「体育館で手芸、あるいは裁縫をやっていた」という証言もある。この点に関し、顧問側の話としては、卓球台の網を繕っていた、あるいは部活動の様子に目を配りながら家庭科の授業で使う用品を整え



ていたということである。

これらのことから、当該中学校の卓球部では、顧問立会いの下で部活動を行うという原則をできる限り守るように運営はされていたものの、自分たちの活動をしっかり見てもらえていないことに対する不満感を募らせていた部員が少なくなかったという事実を認める。

#### (1 1) 上級生の振る舞い

卓球部の2年生の一部には、1年生にとって怖い先輩のグループがいたようである。これら一部の2年生たちにより、卓球台が占領されたために、1年生が卓球台を使えないことがあった。

また、1年生に対し、通常より多く走らせたり、筋トレを多くさせたりというような厳しい指示がなされたこともあると、複数の部員が証言している。このような厳しい指示は1年生全員に対して頻繁に行われていたわけではない。無理な指示はなかったと証言する部員もいる。

このような振る舞いをする2年生部員の一人が竹刀を持っている、あるいは振り回しているのを見た部員もいる。

これらの行為については、行われた具体的な時期や時間帯、詳しい状況についてははっきりしないが、特に当該生徒を対象としたものではなかった。

また、5人ぐらいのグループで、練習をさぼり、他の部員に対し、「1年も経つのにそんなこともできんのか」「ごみ以下だな」などというようなちょっかいをかけていた。この時の行為は、同学年である2年生の部員に対するもので、1年生に対するものではなかったとのことである。

#### (1 2) 部活動における当該生徒に対する言動

卓球部では、8月にリーグ戦が行われ、1, 2年生は、各々の技量に応じA～Hの8つにグループ分けされた。それまでグループに分かれて練習していなかった1年生もグループ分けの対象となり、1年生26名全員で総当たり戦を行った。当該生徒は1勝22敗（2試合未実施）という結果で、一番下のHに所属することになった。なお、顧問が総当たり戦の途中経過を確認しているが、この時点ですでに25試合すべてを終了している部員が多く、他の部員も未実施の試合は3試合程度であった中、当該生徒のみ11試合未実施であった。

グループは上達の度合いに合わせて適宜見直されることとなっており、10月27日（火）からグループの入れ替え戦が行われた。11月1日（日）に自死した時点で、当該生徒は1勝した1試合のみ試合を行っていた。

卓球部の活動の中で、当該生徒が他の部員から「弱い」と言われていた場面を複数の生徒が目撃している。「ゲーム(試合形式)をしているときに「弱いな」などと挑発する感じで言われていた。しょっちゅうではなく、3回。」「ある部員が、ぼそっとつぶやく感じで『弱いな』とか『自分が勝つ』と言っており、たぶん当該生徒には聞こえていた。」「(先述した一部の2年生のうち)ある生徒から、当該生徒が下手だなと言われていた。」との証言がある。8月か10月のいずれかのリーグ戦のときに、当該生徒が『お前勝ったんだ。弱いのに』『お前弱いのに、よくそこに立ってるな』と言われることもあった。当該生徒は笑ってごまかしていた。」との証言もある。

これに関し、当該生徒が10月中旬に「部活でいじめられているんだよね。もうだめかもしれない。」と言った様子、10月の終わり頃に「頭が痛い」「体調が悪い」と言って練習の途中で早退した様子を気にかけていた生徒が複数いる。部活動を早退した時の話としては、遺族によれば、当該生徒は「宿題を片づけるのに朝4時に起きて寝不足になった。」と言っていたとのことである。

また、当該生徒を直接対象としたこと以外にも、「リーグ戦の中で『下手くそだな』という発言はあった。」「上手い子が下手な子に教える中で、弱いと言われている子はいた。」とのことであり、一定の場面では「下手だ」「弱い」というような言葉が出やすい雰囲気があったようである。

一方で、卓球部内で悪口やいじめを見聞きしたことがないという生徒、当該生徒が嫌なことをされたり悩みを抱えたりしていた様子はなかったという生徒も多数おり、卓球部内における当該生徒に対するいじめ行為が頻繁に、あるいは恒常的に行われていたわけではない。

このほか、気になる証言としては、「部活後の帰宅中に、2人で1人を追いかけており、嫌な雰囲気だった。」「10月の終わり頃、当該生徒が一人で帰っている時に、しきりに後ろを気にしていた。」があるが、このほかに関連する情報が出てこず、1点目の証言については追いかけていたのが当該生徒であるのかどうかもはっきりしない。これらについては、当該生徒に関する事実としては認定できない。

### (13) ハイパーQUの結果の変化

当該中学校では、いじめや不登校になる可能性の高い生徒の早期発見や、よりよい学級集団づくりのために、一人ひとりの状態を把握するためのアンケート「ハイパーQU」を平成27年度は年2回、6月15日(月)と10月9日(金)に実施している。

当該生徒に係る結果を見てみると、各設問項目のうち、回答に2段階以上の

変化があった設問項目は、以下の2つの表に示した9項目である。

設 問	6月	10月
学校内には気軽に話せる友人がいる。	5	2
学校の勉強には自分から進んで取り組んでいる。	5	2
担任の先生とはうまくいっていると思う。	2	4
勉強や運動、特技やひょうきんさ（おもしろさ）などで友人から認められていると思う。	4	2
学校やクラスでみんなから注目されるような経験をしたことがある。	3	1
クラスや部活でからかわれたり、ばかにされたりするようなことがある。	2	4
クラスにいるときや部活をしているとき、まわりの目が気になって不安や緊張を覚えることがある。	2	4

回答肢：5「とてもそう思う」、4「少しそう思う」、3「どちらともいえない」、2「あまりそう思わない」、1「全くそう思わない」

設 問	6月	10月
みんなと同じくらい、話をしていますか。	4	2
自分から友人を遊びに誘っていますか。	3	1

回答肢：4「いつもしている」、3「ときどきしている」、2「あまりしていない」、1「ほとんどしていない」

これらの結果より、6月のハイパーQ U実施時期から自死の前の時期にかけて、当該生徒がクラスや部活動などで、孤立感や疎外感、不安感を深めていった様子がうかがわれる。当該生徒は、これらについて、家族にも相談することがなかった。

なお、当該生徒は6月の結果では、「満足群」「非承認群」「侵害行為認知群」「不満足群」の4つに分類される領域のうち、「不満足群」に属していた。10月の結果では、その中でもさらに配慮を要する「要支援群」になっている。こ

の結果は10月28日（水）に学校へ届き、翌29日（木）には学級担任が結果を目にし、今後注意して当該生徒の様子を見ていこうとしていたその矢先に、当該生徒は自死するに至っている。

#### （14）勉強、学習面

当該生徒は、学習にきちんとまじめに取り組むタイプであったが、学力の結果は伴わなかった。決まりごとには忠実で、学校の宿題が当日中に終わらなければ翌朝早起きして取り組んでいた。また、近所の学習塾に週2回、通っていた。6月のハイパーQ Uの結果からは学習意欲の高さが見て取れる。この時点では、当該生徒は「頑張ればできる」と思っていたと推測されるが、10月のハイパーQ Uの結果では、学習意欲や周囲からの承認に関する項目が大きく低下している。

10月15日（木）、16日（金）両日には当該中学校の1年生の中間テストがあり、同19日（月）から23日（金）にかけてテストの結果、次いで26日（月）には個票が生徒各自の手に渡っている。当該生徒の中間テストの結果は、芳しくなかった。

勉強があまり得意ではないこと、勉強をやってもなかなか結果にはつながらなかったこと、テスト前の時期などには負担に感じていたようであること、しかしながら、やるべきことはやる子どもであることは、遺族の証言にもある。

#### （15）歯肉腫瘍の手術

10月中旬には、当該生徒は歯肉腫瘍の手術を受けている。この腫瘍は、歯の矯正に起因する良性のおできのようなものであったとのことである。医者にかかるということで、14日（水）には歯肉腫瘍切除のため早退、21日（水）には術後抜糸のため遅刻する旨を学校に届けている。遺族への聞き取りによれば、当該生徒が「(病院に) 行かなくてもいいよね」と言ったことに対し、母親が万一悪性であると心配なので神経質に怒ってしまったことがあるというが、腫瘍そのものについては、当該生徒本人は深刻なものとは受け止めていなかったようである。しかし、きちょうめんな性格の当該生徒が、予約してあったはずの病院に「行かなくてもいいよね」と発言したことには何らかの意思があったと推測されるが、それ以上のことは認定できない。

#### (16) 遺族の証言による様子の変化

遺族への聞き取りによると、詳しい時期ははっきりしないが、9月から10月にかけて、当該生徒が不眠気味になっていたそうである。夜、電気を消してベッドで横になっているのだが、父親が見に行くと「眠れない」と言うので、父親が当該生徒に付き合っただけしばらく相手をする、数十分後には寝たとのことである。この状態は、10月中旬くらいになると、それまでとは逆に、早い時間から寝るようにならなくなった。

10月に入ったころからは、当該生徒の風呂に入る時間が長くなり、それまでは10分とかからなかったのに、20分ほども入っていることがあった。

また、10月中旬ごろから、当該生徒が父親と距離を取るようになったことが気になったと、遺族は証言している。当該生徒は、もともと父親に甘えるような行動が多く、「一緒に寝よう」と言ったり、風呂場の扉に張り付くなどのちょっかいをかけたりにしていたのが、そのころから何も言わずにベッドに行ってしまうようになったとのことである。

#### (17) 自死直前の行動

10月中旬、当該生徒は所属していた卓球部員の1人に「もうだめかもしれない」と話している。この話を聞いた部員には、教育委員会が二度にわたって聞き取りを行った。一度目の聞き取りでは、この話は部活動からの帰りの際に打ち明けられたとのことであり、「それは人生のこと、部活動ではないと思う。家のことかな。いろいろ。」と証言している。また、二度目の聞き取りでは、当該生徒から「部活でいじめられているんだよね。」と聞いた旨を答えている。二度の証言には食い違いも見られるため、当検討会議が再度、この生徒に聞き取りを行ったところ、当該生徒から話を聞いたのは、卓球部の休憩時、たまたま二人きりになった時であり、その話を聞いたころに、当該生徒に対する行為を具体的に見聞きしたわけではないとのことであった。当該生徒が「もうだめかもしれない」という、気になる言葉を発していたのは事実だが、背景についてははっきりしない。

また、所轄警察が当該生徒の所持していたスマートフォンを解析しており、その一部について遺族及び教育委員会に情報提供された内容によれば、当該生徒は10月22日(木)の19時ごろ、「電車で死んだら交通費」という言葉でウェブサイトを検索した記録が残っているとのことである。

遺族から聞いた話では、詳しい時期ははっきりしないが、自死の前、学校に置いてあった個人の持ち物をすべて自宅へ持ち帰っていたとのことである。さらに、自死の前日、10月31日(土)には、自宅へ遊びに来た親戚の子が見

ている前で、当該生徒がそれまで友達とも一緒に時間をかけて遊んでいたスマートフォンのゲームのデータをすべて消してしまったとのことである。

自死の当日、11月1日（日）には、両親と、これはいつもの休日と同様のことであるというが、昼食をとるために外出している。

#### （18）その他、遺族からの情報

教育委員会職員による訪問の際や当検討会議による聞き取り時、遺族は気になることとして、当該生徒が小学校の時からこつこつと貯めてきたはずの貯金（2, 3万円はあったと思われる）が、ほとんど手元に残っていないことを挙げている。また、当該生徒が自死した当日、親に小遣いをねだったとのことであるが、普段、当該生徒は小遣いをねだるような行為をしたことがなかったので意外に思った旨、遺族は証言している。

この点は、例えば第三者に取られた可能性なども考えられるため、当検討会議としても慎重に調査を行った。しかしながら、生徒に対する証言や、当該生徒が所持していたスマートフォンから解析した内容からは、このことにつながるような情報を得ることができなかった。

当該生徒は友人にジュースなどをおごることがあり、それは例えば10月18日（日）に地元の小学校で開催された地域の運動会の時に目撃をされているのだが、遺族による不明な貯金というのは、金額的にそのようなことだけで説明するのは難しいように思われる。結果、不可解な点が残るものの、調査する範囲の中からは、これ以上の事実を認めることができない。

### 3. いじめについての認定

1章（6ページ）で記載したとおり、当該生徒の残した書置きには、「学校や部活でいじめが多かった」との記載があり、自身がいじめを受けているという認識があった。また、「もうたえきれない」という記載から、当該生徒がいじめによって苦痛を感じていたことは明らかである。

#### （1）学年における当該生徒の体型に関する悪口

前章6節（9ページ）で認定した事実によれば、当該生徒が体型に関する悪口を言われていたということは事実であり、これらの言葉は言われた側の当該生徒が傷つく内容であること、また、当該生徒ががっかりした様子で他のクラ

スから帰ってきたのを目撃している生徒もいることから、苦痛を感じていたと推測される。よって、このことは当該生徒に対するいじめであると認定する。

## (2) 意に反して弁当を他の生徒に食べられていたこと

前章8節(10～11ページ)で認定した事実によれば、当初は弁当を忘れて困っている同級生に対し、当該生徒が自ら進んで弁当の中身を分けていたものが、次第に「もらうことが当たり前」というような意識が生じ、周囲の行動がエスカレートしていったのではないかと推測される。

弁当を取る側の生徒からすると、当該生徒の「いいよ」という同意の上でのことであり、弁当を「取る」という意識ではなかったかもしれないが、当該生徒の優しい性格から嫌だと断らなかつたことも相まって、2学期以降の状況としては、当該生徒が自ら進んで弁当を分けているとは言いがたい状況に変わっていった。体育大会の昼食時には、当該生徒が意図的に周りから距離を置いて、自らを守っている様子がかがわれる。当該生徒はこのことを相当なストレス、苦痛として受け止めていたと認められ、よって当該生徒に対するいじめと認定する。

## (3) 卓球部における「弱い」等の悪口

前章12節(13～14ページ)で認定した当該生徒に対する言動は、一番下のグループHに所属している当該生徒にとって、決して卓球が上手くはない事実がわかっていた中で、明らかに当該生徒に向けた悪口である。当該生徒が自死した際の書置きには「特に部活が多くよく弱いなどかいろいろいわれていた」と、自身がいじめと受け止めている内容として具体的に書かれている。従って、このことをいじめと認定する。

# 4. 自死に至る要因と経緯

## (1) 当該生徒に対するいじめ行為

当該生徒の残した書置きから、自身がいじめを受けているという認識と、苦痛を感じていたことは明らかである。前章で認定した、当該生徒に対する3点のいじめ行為は、当該生徒が自死に至る要因の一つであったと認められる。

特に「卓球部における『弱い』等の悪口」は、当該生徒の書置きに唯一、具

体的に書かれており、これらいじめの中でも特に苦痛に感じていたことが推測される。卓球部内のグループ分けでは一番下のグループHに所属し、まじめに練習に取り組みながらも上達のペースが速くなかった当該生徒は、「弱い」等の悪口に対して、頑張ろうという気持ちや意欲が萎えてしまい、嫌な思いをしたものと推測される。

2章13節（14～16ページ）に示したハイパーQUの結果を見ると、「クラスや部活でからかわれたり、ばかにされたりするようなことがある。」の回答が、6月から10月にかけて2「あまりそう思わない」から4「少しそう思う」へと2段階の変化が見られる。当該生徒にとっていじめと感じられるような行為が2学期になって多くなっている点が、いじめと自死の関連を示唆していると考えられる。

これらのいじめ行為は、当該生徒に対する故意で積極的なものとは言いがたい、というのもいじめ行為を行っている側としては、当該生徒が嫌がっており、苦痛を感じているということに思いが及ぶことはなかったようだからである。しかしながら、周囲の無配慮な言動に対し、家族も含め他者に相談することができず、一人で抱え込んでいた状況は、かなりの苦痛、心理的負担になっていたと推測される。

## （2）いじめ行為のほか、当該生徒が苦痛に感じていた出来事

### ア 勉強、学習面

当該生徒は、もともと勉強が得意ではなかったが、他者の証言を精査する限り、そのことを特に悩んでいたり苦しめていたりしていたという表出は少ない。しかしハイパーQUの結果では、「学校の勉強には自分から進んで取り組んでいる。」の回答が、6月から10月にかけて5「とてもそう思う」から2「あまりそう思わない」へと3段階の落ち込みが見られ、学習意欲の低下を自ら意識していたことがわかる。

一方で、2章12節（13～14ページ）にあるように10月の終わり頃、宿題を片づけるために朝4時に起きて体調不良になっていたという遺族の証言もあり、まじめな性格であるがゆえに、勉強が不得手であることが実際の負担につながっているような場面も見受けられる。

これらのことから、当該生徒は勉強、学習面に関し、授業にまじめに取り組む、また宿題もテスト勉強もきちんとやっているのに、その結果が伴わないことに対し、少なからず苦痛に感じていたのではないかと推測される。

### イ 合唱コンクール

11月4日（水）に予定されていた合唱コンクール（事案発生により中止）



に向けての練習の中で、学級全体が熱を入れすぎた状態になり、当該学級における生徒同士の関係性は、通常より緊張が高まっていたようである。そのような中で、当該生徒は、何事も一生懸命取り組む性格であるがゆえ、それ相応に疲れていたと学級担任が証言しているほか、男子3名が体調不良で早退するような状況になっていた等、周りの疲弊感も感じとって、学級内で居心地の悪い状態が生じていたと推測される。

### (3) 当該生徒の安心感を損ない、ストレスを感じさせた環境

#### ア 学級

当該生徒の学級は、にぎやかで明るいクラスだったようだが、一方で、授業中もうるさく、よく教師から注意を受けるような状況だった。周囲の生徒の証言によれば、当該生徒の評価は「優しい子だった」「他人を助けるような子だった」「周りともなじんでいた」というような肯定的なものが多く、学級生活において特段何かを苦しめていた様子はいかぬ。しかし、まじめで言われたことをきちんとする性格、きちょうめんで決まりごとに忠実な当該生徒にとっては、2章3節(7ページ)や7節(9～10ページ)に述べたような規律の緩い学級の雰囲気は、自身の安心感が損なわれる環境であり、苦痛を感じていたと推測される。特に、ふざけ行為としてズボンを下げたりするような行為には、自身が対象となったかどうかに関わらず、ストレスを感じていたものと思われる。

また2章6節(9ページ)に生徒の証言として述べた、「当該生徒の物をバタンと音を立てて倒すような行為」も、当該生徒に対する直接のいじめ行為であるか、また当該生徒自身の受け止めがどうであったかは不明な部分があるが、当該生徒にとって安心感を欠くような学級の雰囲気を伝える証言ではあったと認められる。

さらに、意に反して弁当を食われていた件など、当該生徒の優しさを周りの生徒が次第に当たり前と感じるようになり、行動をエスカレートさせていった点については、嫌なことを嫌といえない当該生徒はストレスを募らせていったものと推測される。

#### イ 卓球部

当該生徒はまじめかつ熱心に、部活動に取り組んでいたようであるが、運動の得意ではない当該生徒にとって、筋力トレーニングをはじめとして、練習内容には負担を感じる場面もあったようである。加えて卓球部は、部員70名超という比較的多人数の部であり、一部2年生によるルールを守らない横暴な言動があったこと、それに対して顧問の指導が十分行き届いていなかったこと、

さらに次章２節イ（２６ページ）で後述するが、実力に応じたリーグ分けに十分配慮した指導がなされなかったことなども相まって、当該生徒にとって、学級と同様、自身の安心感が損なわれるような環境であり、苦痛を感じていたと推測される。

なお、このような状況は、３年生部員が引退し、部全体の安定感・規律に欠けるようになった２学期以降により目立つようになったと認める。

#### （４）自死直前の心情

当該生徒が自死に至る過程は、本章前節までに述べた、当該生徒に対するいじめ行為、その他の当該生徒を取り巻くストレス要因、さらには次章で述べる学校における背景事情が積み重なったことによるものと認められる。

当該生徒に対するいじめ行為は、一つずつを見るならば、必ずしも重大なものというわけではないかもしれない。しかし、こうした状況が続く中で、また他の要因や背景事情とも相まって、当該生徒が自己肯定感を低下させ、次第に生きる意味を見いだすことができなくなり、当該生徒自身の言葉で言えば「もうだめかもしれない」「もうたえきれない」というような我慢の限界に至り、自死に傾いていったものと推測される。

当該生徒にとって学校生活におけるストレスや苦痛が徐々に積み重なって行く中、当該生徒の気持ちに大きな変化が表れたのは、特に１０月中旬以降のことと思われる。このころの様子として、１０月中旬ごろから当該生徒が父親と距離を取るようになったことを、遺族は特に気にしている。

当該生徒が明確に自死を意識した行動をとっているのは、１０月２２日（木）、所持していたスマートフォンによる「電車で死んだら交通費」という言葉での検索である。この前後の様子としては、前日２１日（水）に予定が入っていた歯肉腫瘍の手術後の抜糸について、「(病院に)行かなくてもいいよね」といったこと、詳しい時期ははっきりしないが、おそらくはこのころ、学校に置いてあった個人の持ち物をすべて自宅へ持ち帰っていることがある。さらに、自死の前日、１０月３１日（土）には、それまで時間をかけて遊んでいたゲームのデータをすべて消している。これらの一連の行動からは、当該生徒が自死について、この時期に覚悟を固めたであろうことがうかがわれる。

１０月中旬、当該生徒が卓球部員の１人に「もうだめかもしれない」と話していることについて、この発言が具体的に何を指しているのか、背景事情がはっきりしないことは先述したが、発言があった時期に照らせば、当該生徒の絶望感の表出であったと推測される。

その一方で、自死の当日１１月１日（日）の昼、両親と何事もなかったよう

に食事をしていることは、当該生徒の心の内に、生きたい自分と死を決意している自分が最後まで共存していたのではないかと思われる。

## 5. 学校における背景事情と問題点

自死に至る過程で当該生徒が感じていた苦痛については、表出が少なく、周囲も気づくことができなかった。当該生徒はもともと友達との親密な交友に乏しく、また他者への関わりの中でも、自己を主張したり、ふざけたりといった態度を示すことは少なく、同級生との対等かつ情緒的な対人関係の構築は苦手という性格特性を持っていた。こういった点への対処も含め、結果として学校が今回の事案を防げなかったことには、以下に述べるような背景事情と問題点があった。

### (1) 学級の状況と担任の指導

#### ア 生徒理解とコミュニケーション

学級担任は、小学校からの引き継ぎの際、当該生徒にはいじめられやすい傾向があるとの認識を持ったにもかかわらず、引き継ぎの中に具体的ないじめに関する内容がなかったということで、当該生徒に対して気をつけて見ていこうと思っただけにとどまっている。その潜在的な問題にどう配慮し、未然に防ぐのか、担任としての具体的な行動が伝わってこない。例えば、「毎日のあゆみ」は、生徒に書かせて提出させるようになっていたが、当該生徒のものを見る限り、多くは毎日の時間割が書かれているだけで、コミュニケーションツールとして十分役立てられていなかった。

学級担任は、生徒とのコミュニケーションの方法として、スキンシップを多用していた。当該生徒に対しても、顔を触ったり、追いかけていたりしていた。このような学級担任の行動に、楽しく関わることができた生徒もあったが、当該生徒は抵抗感や不快な思いを感じていた。まじめで、他者との情緒的な関わりが苦手な性格である当該生徒には、学級担任のスキンシップを軽く受け流すことが難しかったようである。

当該生徒が学級担任の行為を快く思わず、当該生徒なりの拒絶の意思を示していたことは、2章5節(8～9ページ)で述べたとおり、随所に表れている。これらの行動は、日ごろ自己主張をすることが少ない当該生徒の性格からすれば、明確な拒絶の意思表示と見て取ることができ、相当苦痛を感じていたものと思われる。

遺族も、当該生徒本人が学級担任の接し方を嫌がっていると感じていたとのことであり、7月10日（金）の保護者会において学級担任・当該生徒の母親・当該生徒の三者でそのことに関する話し合いがなされている。

学級担任は、それまでに当該生徒が本心から嫌がっているのではないかと感じていたところに、保護者会でのやり取りを経て、以後、当該生徒に対する接し方を改めることにしたと証言している。このことを裏付けるように、先述したハイパーQ Uにおいて、10月の調査では、学級担任との関係に関する同じ設問に対する回答が、4「少しそう思う」へと2段階の改善が見られる。

学級担任として、自分自身の行動と当該生徒の受け止めとのギャップにほぼ1学期中という長い期間、気づけなかったことは、生徒理解の面での問題があると指摘したい。また、スキンシップを中心としたコミュニケーションのあり方は、中学生という成長段階の子どもに対して常に適した方法であるか疑問である。ただ、学級担任の行動が2学期以降、改善され、当該生徒もそのことを認識していたことはハイパーQ Uの結果に示されていたとおりである。ここでは、学級担任との人間関係・信頼関係が十分ではなかったために、当該生徒がいじめ行為などで苦痛や悩みを感じていたとしても、学級担任に相談する気持ちになれなかったことが、問題点と言えるだろう。

#### イ 問題事象に対する指導

まず、弁当を忘れてきた生徒に対し、当該生徒が自分の弁当を分けていた行為については、学級担任が一定程度、事実として気づいてはいたようだが、どこまで状況の把握ができていたかは疑問が残る。また、全体に対して簡単な指導をしたり、当該生徒の優しさを褒めたりはしたものの、問題の当事者に対し、その背景にまで思いを及ぼせた適切な指導はされていなかったようである。その結果、弁当の件について当該生徒に対する行動がエスカレートしていったことを考えると、このことに関する指導のあり方も、学級担任に対する当該生徒の信頼感に影響を及ぼしていると考えられる。ふざけ行為としてのズボン下げについても同様であり、おそらくは学級担任として事実は目にしていながら、問題の深刻さを見通せず、個別の丁寧な指導がなされなかったものと推測される。

また、合唱コンクールの練習の場面では、学級担任について、やや生徒の自主性に任せすぎた傾向にあったことを指摘する。合唱コンクールそのものは、生徒の自主性や協調性を育む上で有効な機会であるが、生徒の自主性に委ねることに重きを置いた結果、練習の度合いが過剰になり、無理が生じ、学級全体にかなり疲れた状況が生じていた。このことからすると、適切なタイミングで学級担任が介入し、練習状況を実態に即した形でコントロールしてしかるべきであった。

ハイパーQ Uについては、その結果を気にかけてはいて、心配な結果が出た生徒について集中的に対処しようとしていた。しかし逆に、心配な結果が出た一部生徒以外に対しては、対応がやや手薄になる傾向があったようである。実際、当該生徒は6月のハイパーQ Uで不満足群に属するという結果が出ているが、学級内により深刻な結果（要支援群）となった生徒がいたために、当該生徒のことは、この時点ではほとんど気にしてはいなかったと証言している。

ハイパーQ Uの活用に当たっては、学級を全体として見ることで、全体的な雰囲気に関する結果を踏まえて学級運営の改善に役立てることも重要であるのに対し、学級担任の意識は、そのあたりを具体的にどう生かすかというところには至っていなかったようである。

道徳に関しては、学校として年間計画を立てているが、当該学級について記録を見てみると、道徳の授業においてゲームやレクリエーションに振り替えている場面が目立つ。例えば計画では9月中旬にいじめについて扱う予定であったが、実際にはグループでのクイズに変更になっており、計画されていた指導内容が行われていなかった。取り組み内容について、計画から変更すること自体はあっているが、学級の状況に合わせながらも、道徳として本来計画したとおりの教育活動が、確実に行われるべきであった。

このように見ていくと、当該学級集団に対する学級担任のコントロールはやや及びにくい状態であり、個々の場面における指導も十分でなかった。当該生徒のような性格特性の生徒も学級の中にいるということ意識し、もう少し丁寧に学級の雰囲気づくりがなされるべきであった。

## （2）卓球部の状況と顧問の指導

### ア 卓球部の全体的な雰囲気

当該生徒が部活で「弱い」と言われていたという証言は多くはない。言い換えれば、当該生徒がそのことに苦痛やストレスを感じていたということに気づいている部員が少なかったことを意味している。D顧問への聞き取りによれば、「弱い」とか「へばい」といった言葉は、部員間で普通に発せられるものとして耳に入ってきており、誰か特定の対象に向けたいじめのようなものではなかったため、あまり気にすることはなかったとのことである。

そういう意味では、これらの言葉は、相手をことさら陥れようという意図を持った類のものではなく、例えば試合の中で、つい思わず出てしまう程度という言葉であったようである。

しかしながら、自死する際の手紙の中で「卓球部における『弱い』等の悪

口」について、唯一、具体的に書いていることを鑑みれば、当該生徒が大きな苦痛を感じていたことは明らかである。同じ言葉であっても、人によって受け止め方は異なり、例えば、「弱い」と言われたことに反発して頑張る生徒もいる一方で、その言葉を深刻に受け止めて深く傷つく生徒もいるということ意識することが重要である。むしろ、誰かを傷つける可能性がある言葉だということ誰も意識することなく、結果的にいじめ行為を助長してしまっていたという意味で、卓球部の全体的な雰囲気には問題があった。

当該生徒は、10月中旬、部員の1人に「もうだめかもしれない」と話している。これは当該生徒なりの苦しい気持ちの表出であったと思われるが、相手方の生徒とのやり取りでも具体的に何を指してのことかが明らかにはならず、その先の相談や解決へと進むことがなかった。

当該生徒としては、嫌な思い、つらい思いを感じていても、卓球部の中に顧問をはじめとする他者に相談できる雰囲気がなく、我慢するしかないという選択に傾いていったのではないかと考えられる。

#### イ 練習方法と指導のあり方

卓球部では、70名を超える部員が限られた場所や卓球台で効率よく練習するための手法として、技量に応じたグループ分けを行い、それぞれのグループに適した練習メニューに取り組んでいた。それとともに、適宜リーグ戦を実施して、その結果に応じてグループの入れ替えを行っていた。

グループ分けをすること、その方法として技量に応じてAからHまで8つのグループに分けるということ、さらにはリーグ戦を通じて定期的にグループ分けを見直すことは、いずれも合理的なやり方であり、そのこと自体に問題はないと考える。(ただし、技量に応じた以外の分け方、例えば学年別や男女別なども考慮の余地はあったという意見もある。)しかし、技量に応じたグループに分かれて切磋琢磨(せっさたくま)するという環境は、ともすれば部員間の競争心があおられやすいとも言える。例えば、「弱い」というような言葉も、通常の練習よりは試合形式のゲームをやっているときなど、相手に対して勝ちたいという思い、勝敗に対する意識がより強く感じられる時に出やすくなる傾向があるとと思われる。

C・D両顧問に対する聞き取りでは、生徒に通常以上のストレスがかかるリーグ戦の際も通常の練習時と同様の指導体制だったとのことであり、試合の様子を顧問が必ずしも丁寧に見ていない状況もうかがわれた。こうしたことを踏まえると、卓球部の活動は、全体に対し、より丁寧に目配りをしながら、各部員が自身の取り組み方や力量に応じて活動の意義が見出せるよう、顧問の指導の力量が問われる場面であったのに対し、現実の指導では必ずしもそうはなっていないかった。

## ウ 部活動全般の管理

安全面を含む管理の観点から見てみると、部活動時、2名の顧問が必ずしも常に指導に当たっていたわけではなかった。教員は授業後も多くの業務を抱えており、難しい面はあるだろうが、部活動に当たって、顧問が練習の様子をこまめに見ている状態を確保するなど、生徒の様子を把握するよう努める必要があった。

顧問が物理的にどの程度、部活動に顔を出していたかについては、さまざまな証言があり、ここで結論付けることは難しい。しかしながら、規律ある指導を期待する部員たちの希望と、実際の緩い雰囲気との間には、少なからずギャップがあったようである。顧問が考える部活動の方針について部員一人ひとりが理解するには、コミュニケーションの面でも練習時における実践の面でも十分とは言いがたい。

一部2年生の横暴な言動、活動予定の連絡遅れによる支障などを含め、顧問に対し、部員の側に自分たちの活動をしっかり見てはもらえていないという不満感が少なくなかったことを踏まえれば、管理面の不十分さを指摘せざるを得ない。

### (3) 学校全体の状況

#### ア 個々の教師の指導状況に関する学校の把握と対応

学級状況の把握という点では、1学期、5月に教育相談、7月に保護者会がそれぞれ行われているが、その時に学級担任が作成した記録は、同校の他の教師と比較して、相談内容について全体の漠然とした項目の記載がされているのみであり、各保護者及び生徒と具体的にどんな話し合いをしたのか、ひいてはこの学級にはどういう問題があったのか、学校として把握しにくい状況だった。

ハイパーQ Uについては、当該中学校では、年2回実施することとしており、その結果を有効に活用するための手順を定め、校内で丁寧な説明を実施している。しかしながら、当該学級では、本章1節イ(25ページ)に述べたように、ハイパーQ Uの結果が必ずしも十分生かされているとはいえない状況が認められるが、それに対する学校としての注意や指導は行われてはいなかった。

また、道徳に関しては、学級単位での全体計画からの修正について、学校が各学級の状況を適宜把握し、必要に応じてフォローができる体制になっていなかった。これと同様なこととして、例えばいじめ防止の講話等においても、全体集会などで校長が話をした内容を踏まえて、各学級でも展開をしていくようにとの学校全体の方針はあったものの、学級担任への聞き取りによれば、そう

いった話を受けていじめに関する具体的な指導に取り組んだことはないとのことである。

こうしたことを総合的に見てみると、学校全体として目指す教育活動の方向、あるいは校長が学校の方針として意図したことなどが、実践の段階では個々の担任任せになっていて、その状況把握と適切な指導は十分に行われていなかったという問題が認められる。

#### イ 学校全体としての実態把握のあり方

学級でのことについても、部活動のことについても、あるいはそれ以外の活動の中でも、学校現場で日々起きているさまざまなことについて、学校全体で情報を共有し協議する場は、生徒指導委員会などシステムとして整備されているとのことである。しかし、その具体的な運用に目を向けてみると、上がってくる内容の捉え方に温度差があって、本来は時間をかけて協議すべき内容が十分に話し合われることなく終わっているケースがあるように見受けられる。

例えば、夏季にあったふざけ行為としてのズボン下げの件などは、情報として把握はされていたであろうが、組織的に協議された形跡に乏しく、あまり問題視されていない。また今回の調査で明らかになった当該生徒へのいじめ行為も、それまで学校としては見逃してきたものである。

そういった意味で、細かなことも含めて確実に事案を把握・共有し、物事の緊急度や重要度を正しく判断するための仕組みが、今一つ機能していなかったのではないかということを指摘したい。

#### ウ 部活動顧問の配置と指導体制

経験豊富なB顧問が異動したことに伴い、平成27年度は比較的経験の浅い若手の教諭2名、すなわち4年目のC顧問と、新任のD顧問の体制であった。学校では現に所属する教員の中から、部活動の顧問を充てなくてはいけないので、経験の少ない教員に顧問を任せざるを得ない状況は、一般に生じうる。その場合、教育委員会により、顧問を支援するための外部指導者派遣制度などが一定程度整備されてはいるが、現場のニーズすべてに答えられてはいないとのことである。

また、本章2節（25～27ページ）で述べた状況を踏まえれば、学校として何らかのフォローアップが必要であったと考えられるが、実際にはそのような対応が図られるには至らなかった。なお、卓球部は、当該生徒の自死の後、しばらく休部の期間を経た後、教務主任が顧問に加わり3名体制となったほか、外部指導者も派遣されて再開した。再開後は以前と比較して、締まった雰囲気になったと、聞き取りの中で複数の部員が証言している。



## エ 学校全体でいじめ等を未然に防ぐ体制

当該中学校ではハイパーＱＵを、全市に先駆けて年２回実施している。このことは、気づきの機会を増やすとともに生徒や学級状況の変化を把握することができるという点で評価できるものである。また、その活用についても、例えば、不満足群に該当した生徒には「個別に面談し問題を明らかにするとともに、学年全体で対応策を考え支援する。」、要支援群に該当した生徒には「個別面談や保護者への聞き取り、客観的情報の収集を行い、問題を明らかにするとともに、学校全体で情報を共有し、学年全体で対応策を考え支援する。」というように、適切な要領が定められている。

しかしながら、実際の運用を見てみると、要領に定められたとおりにとはなっていなかった。例えば当該生徒は、６月に実施された１回目のハイパーＱＵの結果において不満足群に該当したが、結果が学校に届いた後、間もなく開催された学年会では、注意を要する生徒として認識が共有されたにとどまり、要領に定めがあるような具体的な対応・支援策が検討された形跡はなかった。

また、当該生徒について、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーへの相談はしなかったのか、考えなかったのかという聞き取りに対し、学級担任は、そういった機会はもう少し事が大きくなったときと想っていたと証言している。学校の問題解決のため、せつかく配置されている専門職について、早期発見、早期対応に向けて積極的に活用するという視点は、念頭になかったようである。このことは学級担任個人の認識の問題というだけでなく、学校現場全体に多かれ少なかれ存在する共通の課題だと思われる。

## 6. 再発防止に向けた提言

### (1) 的確な児童生徒理解と、それを踏まえた状況把握及び指導のための体制

#### ア 子どもたちを多くの目できめ細かく見て指導することができる体制

本事案においては、当該生徒が自死に至る過程で蓄積した苦痛や悩みを表出することは少なかった。しかし、当該生徒から悩みを打ち明けられたり、当該生徒の様子を気に掛けたりしていた生徒が一部にいたこと、ハイパーＱＵの結果に当該生徒が抱え込んでいた悩みが表れていたこと等を鑑みると、その小さな兆しをも見逃さないような、子どもをきめ細かく見守る多くの目と観察力、洞察力、感受性の向上が、学校現場には必要である。

学校における正規教員の定数は、基本的には「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」によって定められている。しかし各自治体では政策的観点から、法に定める定数に上乘せする形で学校現場の人的体

制の充実を図っている。子どもたちを多くの目できめ細かく見守るという点では、一人の教師が担任する児童生徒数を少なくすること、すなわち少人数学級も有効な施策である。名古屋市では小学校1，2年生における30人学級、中学校1年生における35人学級を実施するなど少人数教育に取り組んでいる。制度としての少人数学級は、多額の予算措置を伴うことではあるが、十分検討の上、可能な方法を工夫して実現を図っていくべきであると考えている。

また、名古屋市の施策として、目的に応じて教員免許を持った非常勤の講師を配置する制度（学習指導支援講師など）、教員以外に児童生徒の学校における生活を支援するためのスタッフを配置する制度（発達障害対応支援員など）を設けている。また、教員とは異なる専門性を持った職員を学校現場に配置する名古屋市独自の先進的施策「なごや子ども応援委員会」にも取り組んでいる。

名古屋市がこれら人的配置の充実を図ってきていることには理解と評価ができるものの、学校現場の実態と要望を比較してみる限り、まだまだ十分というには程遠い水準である。子どもを見るさまざまな経験や多様な観点を学校現場で生かすという意味において、退職教員を含めた現場経験者、精神科学校医など、幅広い人材の配置を充実させることが望まれる。

学校は子どもにとって、その生活の大半を占め、人間形成に資する重要な環境の一つである。異なった背景を持つ多くの人格発達途上の子どもたちから成る集団では、さまざまなトラブルが起こることは必然であり、問題を乗り越える力を養う役割を担っている。教科学習や行事、部活動などといった教育活動を通して、子どもたちは新しい課題に向き合い、成功体験を積むとともに、自身の限界に直面して挫折を体験することもある。学校がすべての子どもたちにとって、その成長・発達を保障する安全・安心な場であるためには、子どもたち一人ひとりに対するきめ細かな見守りと、それぞれに異なる特性を理解した上での関わりが必要である。この際、児童生徒は一人ひとり多様な性格・個性を持っており、同じ出来事であっても捉え方が異なることを十分認識し、指導に当たっては、児童生徒の承認欲求を満たし、自己肯定感を高められるように、それぞれに応じた配慮が十分なされるべきである。

教師をはじめとする学校の職員が、子どもたちと丁寧にきめ細かく接するためには、時間的・精神的なゆとりのあることが欠かせない。忙しさに追われ、子どもの発するサインを見落とししてしまったり、指導が必要な場面で対応すべき職員が不在になったりする状況を、人的配置の充実により極力避けるようにすべきである。もう一つ重要なこととして、複数の違った目を介することで、よりの確な児童生徒理解と、それを踏まえた対応が可能になるという点が挙げられる。子どもの側から見ても、自分との相性などから「相談しやすい先生」を見つけやすくなる。

教師一人の力には限りがあり、万能ではない。例えば、学級という場におい

て、あるいは部活動という場において、複数の人員が関われるようにすれば、一人ひとりの児童生徒への関わり方をお互いがチェックしあったり、必要な指摘を行ったりすることができる。自分の経験だけでは解決が及ばない問題を一人で抱え込むことをなくさなければならない。本事案では、前章1節（23～25ページ）において、学級担任の生徒理解やコミュニケーションのあり方などに一定の問題点を指摘したところであるが、このことを単に学級担任個人の資質の問題として捉えるのではなく、学校全体のシステムとしてサポートすることが必要だと考える。

これらのためには、教師の的確な児童生徒理解と、学校としての状況把握及び指導が重要であり、それを可能とする人的体制について、「絶対数の大幅な拡充」「相互に関わりを持てるような組織的運用」「多様な専門性を持った視点の確保」の3つの観点から充実を図ることを提言する。このうち「多様な専門性を持った視点の確保」については、次項イに詳しく述べることとする。

なお、この場合、いわゆる副担任に教育相談など子ども理解の重要な局面において関わりを持たせたり、学級運営上課題の多い学級に柔軟に教職員を配置できるようにしたりするなど、保有する人員をより効果的に活用するための手立ても合わせて検討されたい。

イ 多様な専門性を持った職員が児童生徒に多面的に関わることのできる体制

子どもの抱える問題は、近年、ますます複雑化し、多岐にわたっている。学校で表出した問題の背景には、教師だけでは理解しがたい面も含まれる。育ちの問題や家族との関係、さらには家族が抱える問題等も子どもの生活に大きく影響している。そうした背景を持った子どもが学校生活で表出する現象を心理的、福祉的視点も含めて理解することが求められる。

そのため、全国的にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった専門職の配置が進んでいる。名古屋市の「なごや子ども応援委員会」は、そうした専門職を常勤職員として現場に配置するという、意欲的な取り組みとして評価できる。

しかしながら、学校現場では、学校で起きたことはまず教師だけで対応するという傾向が強く、問題が困難さを増してから、いわば教師だけでは手に負えないという状態に陥ってから初めて専門職に相談することも多い。例えば、当該中学校において、なごや子ども応援委員会が関わったケースは、平成26、27年度の2年間で4人であり、もっと積極的な活用が望まれると言わざるを得ない。

これら専門職が学校に配置されてまだ歴史が浅いということもあろうが、システムを有効に機能させる観点から、学校は子どもの置かれた環境を考え、積極的にスクールカウンセラー等の専門職と連携することが当然という認識に変

わっていくことが求められる。専門職や専門機関の側についても、求められる役割をしっかりと果たせるよう専門性にさらに磨きをかけるのはもちろんのこと、学校に向けて、その役割の説明・提案を積極的に行い、連携の効果が実感できるような努力を促したい。

名古屋市では、なごや子ども応援委員会をさらに拡充していく考えとのことであるが、着実かつ早急に体制の強化を図られたい。まずは現在配置されている専門職、特にスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを増強すべきと考えるが、その先を見据えるのであれば、他都市に例があるような、司法福祉の観点から弁護士資格を有する専門職「スクールロイヤー」をはじめ、学校現場を新たな視点からサポートできる専門性について、幅広く検討する必要がある。また、現在の学校の体制の中にも、養護教諭など一般の教師とは違う専門性を持った職員がいる。多様な専門性を持った職員がチームとして機能することが望まれる。

本事案についてみた時には、当該生徒が苦痛を蓄積したであろう時期が“中学校1年生の1学期から2学期にかけて”であるという点は重要である。この時期は生活スタイルの変化が極めて大きく、その変化に対応できない生徒も少なからずいるという前提に、改めて立つ必要がある。

とりわけ中学1年生の学級担任には、各生徒の個々の状況、小学校時の学校生活の様子などについて、十分な引き継ぎを行い、理解した上で対応することが求められる。中学校の教員が、小学校における子どもの様子や学校の状況、引いては全体的な雰囲気を理解するにはさまざまな方法があるが、やはり経験も重要な要素となる。これは小学校側の教員にも逆の立場から同じことが指摘できる。そういった意味において、小中学校間における交流人事の積極的な実施を検討されたい。

もう1点、学校がその教育機能を生かし得たとしても、学校生活における状況からの把握にとどまるというのも現実である。子どもの生活には家庭や地域における部分も大きく、いじめは大人の目の届きにくいところで起きることが多いという意味からも、PTA・保護者、地域の方々の協力を得て、子どもを見守り、いじめの早期発見や予防につなげるような活動の充実が望まれる。

#### ウ ハイパーQ Uをはじめとする各種調査の有効活用とそのための体制

本事案において、ハイパーQ Uの結果は、当該生徒の苦痛や悩みの数少ない表出のひとつであった。このことから当検討会議ではハイパーQ Uの有用性を認めるものであるが、その活用についてはさらなる改善が求められる。

ハイパーQ Uは名古屋市の施策として予算化・導入（ただし平成27年度は

小5～中3年生を対象に年1回分の予算措置のみ。平成28年度からは小4～中3年生、年2回に拡大)されており、一定の説明会や研修が合わせて実施されているが、それ以上に講習会を開催するなどの工夫は、各学校に任されていたとのことであった。前章3節エ(29ページ)に述べたように、当該中学校は、ハイパーQ Uを自主的に年2回実施しており、その活用においても他校に比べ先進的ともいえる要領を定めていたが、実際の運用はそのとおりにはなっていなかった。こうした状況を鑑みると、その他の市立小中学校では取り組みのレベルにかなりの差が生じているのではないかと思われる。また、ハイパーQ Uの結果は、要支援群の児童生徒を把握し支援につなげることはもちろん重要だが、その他の承認得点の低い生徒への支援につなげたり、さらには「学級内の規律と人間関係が不安定になっている」というような学級集団としての特徴を踏まえて学級経営を改善したりするなど、包括的に活用すべきものである。こういった点について、各学校が認識を深めることも望まれる。

こういった点を踏まえ、名古屋市教育委員会としては、平成28年度からはより詳細な活用方策を示した文書を作成し、講習会を通じて各学校に活用方法の周知を図っているとのことである。それぞれの学校現場で、各担任一人ひとりに至るまで、ハイパーQ Uというアンケート調査から十分に情報を引き出し、またその結果を、支援・指導を要する児童生徒への適切なフォローから学級経営の改善まで幅広く活用できることが重要である。要領やマニュアルの作成・提供、説明会の開催、研修・講習の実施など、教育委員会と学校とのさらなる連携によって取り組みの充実が図られることを、強く求める。

また、ハイパーQ Uの結果については、教師が組織的に情報共有し、活用を図ることが重要であるが、同時に教師以外の専門的な目も加えることで、得られた結果をより深く活用できるようになると考える。

なごや子ども応援委員会には常勤のスクールカウンセラーが配置され、事案に応じたカウンセリングだけでなく、未然防止の観点からの取り組みもなされている。要支援群をはじめとした生徒への支援に当たっては、その背景・原因にさまざまな問題・環境的要因が存在することが多いため、福祉的視点を持ったスクールソーシャルワーカーが積極的に関与することが有効である。なごや子ども応援委員会には、常勤のスクールソーシャルワーカーも配置されており、今後さらなる専門性の発揮が期待される。

こうした点を踏まえ、教師とは違った視点・観点から児童生徒や学校を支援することを可能とするため、これらのさまざまな専門職も交えてハイパーQ Uの結果を活用されたい。なお、これら専門職との連携は、問題が深刻になる前、できるだけ早い段階からなされることが望ましい。

各学校ではハイパーQ U以外にも、学校間の小学校からの申し送り、教育相

談、保護者面談、学習状況や学校生活に関する各種のアンケートなど、さらには日常的な児童生徒への関わりを通じて、相当量の情報の蓄積があるはずである。これら情報についても、活用のさらなる充実を図りたい。と同時に、本事案の反省に立てば、これほど多様な調査を実施していても、児童生徒の本音は出にくいものであるという認識に立たねばならない。児童生徒が率直な思いを大人にいかにかに伝えやすくするかの工夫、またごく小さなサインや変化にも教職員が気づくことができるようなスキルの向上を合わせて図りたい。

## (2) いじめや自死の防止に寄与する教育・指導の推進

### ア いじめ防止教育、自殺予防教育の継続的な実施

平成25年7月10日に発生した事案の検証及び提言を行った「名古屋市立中学校生徒の転落死に係る検証委員会 検証報告書」(平成26年3月27日)を受けて、名古屋市教育委員会では、いじめの具体的な対処に関するスキルトレーニングに取り組むための「いじめ防止教育プログラム」を作成している。同プログラムは冊子及びDVDで構成されており、ほぼすべての学校で一定の取り組みがなされてはいるが、まだ充実の余地があるように見受けられる。また、実際の活用事例数が、小学校と比較して中学校ではやや少ない。内容が中学校の現場に即したものになっているか、個々の題材・主題がどのように活用されているのか等について詳細な点検を行うとともに、プログラムの実践がハイパーQ Uの結果やいじめ認知件数等にどのような効果を及ぼしているかといった成果の検証にも取り組まれない。

いじめを含む様々な要因によって児童生徒が悩みを感じたときに、その悩みを一人で抱え込まないように、また悩みから逃れるために死を選択するようなことが決してないように、名古屋市教育委員会では平成28年度より自殺予防教育の取り組みを本格的に開始している。

具体的には、心のセルフチェックと状態に応じた対処法を知るための教材(パンフレット)を用いた授業が小学校5,6年生と中学校・高等学校を対象に行われており、ストレスを感じた時の具体的な対処を学ぶ授業が中学校・高等学校を対象に近く行われる予定である。これらプログラムの実施は緒についたばかりであり、また単発的な実施では十分な効果が得られにくいため、今後、継続的・日常的に取り組む体制を整備し、効果の検証とそれに基づくプログラムの改変を重ねていただきたい。その際、保健や道徳、特別活動の時間などカリキュラムへの計画的かつ具体的な組み込みや、スクールカウンセラーなどの専門職や外部の専門家との協働による実施も有効であるので、その点も合わせて検討されることが望ましい。

## イ 心の健康を育む実践的な教育活動の充実

子どもたちが自己肯定感を高めたり、お互いを思いやる心を育んだりすることをはじめ、他者とのコミュニケーションやストレス対処のための心構え、具体的なスキルの獲得・向上など、心の健康を育むために、その基礎づくりから包括的に取り組むことが求められる。これらの教育活動は、小学校低学年から中学校・高等学校まで、成長段階に応じた指導を継続的に積み重ねていくことが重要である。

また、いじめ予防教育、自殺予防教育やこれまでも実施されてきた薬物乱用防止教育などといった特定の問題の予防や解決を目指す教育の基礎となるものとして、これらの教育と関連付け、体系的に実施することができるよう、教育課程に位置づけることが求められる。

さらに、いじめが教師をはじめ大人の見えていないところで起こることが多いことに鑑みれば、子どもたち自身が、身近にいじめを見聞きしたり、いじめの兆候を感じたりした場合に、傍観者にならず、自ら解決する方向に行動し合えることも重要である。

本事案においても、当該生徒から悩みを打ち明けられたり、当該生徒の様子を気に掛けたりしていた生徒が、その時点で教師など周りの大人に何らかのメッセージを伝えていれば状況は変わっていたかもしれない。子どもたちがそのような行動を取れるようにするためには、具体的な話をしたり気づきの機会を持たせたりするとともに、子どもたち主体の活動を通じて、子どもたち相互の心のつながりをより強固なものにすることが有効である。

名古屋市の「学校における仲間づくり推進事業」や「夢・チャレンジ支援事業」は、このような趣旨に合致した取り組みであるが、実践できている学校は、全学校数からすれば決して多いとはいえない。より多くの学校が、このような有意義な活動に取り組むよう、拡充を図られたい。

## ウ 基礎となる人権教育・道徳教育の重要性の再確認

いじめ防止、自殺予防教育の前提となるのは、幼少期からの成長段階に応じた人権教育、道徳教育の積み重ねである。今回事案において、当該生徒の学級では、道徳の授業が年間計画どおりに行われず、ゲームやレクリエーションなどに充てられることがあった点を踏まえ、各学校現場には、道徳教育の重要性が十分認識されているか、日常においてしっかりと実践されているかについて再度確認されたい。特に、道徳教育の一年間を見通した学校カリキュラムが、学校全体の関与のもとで丁寧につくられていることが重要である。

また、例えばハイパーＱＵの結果を受けて、学級規律の改善が必要となった場合にも、道徳の時間を活用した取り組みは有効である。道徳教育の年間計画を立てたり、その実施状況を点検したり、状況に応じた追加や変更を行ったり

するに当たり、組織的な検討や教員がお互いにアドバイスしあえるような体制を整えておくことが望ましい。

人権教育もさまざまな機会を通じて行われてはいるが、例えばいじめを例にとった場合、子どもたちは「いじめは悪い」ということは理解していても、現実の行為をいじめと認識せずにしてしまっていることがある。子どもたちの身近な事例を引き合いにして、人権に関して子どもたちに直接的に訴えかけるような話をするのが大切である。こうした具体的な事例の紹介をきっかけにして、子どもたちが自ら日常での気づきや配慮ができるようにするための指導の充実を図ることが求められる。その際、弁護士等外部の専門家による出張授業などを今まで以上に活用することや、保護者や地域など周りの大人も参画できるような工夫についても合わせて検討されたい。

### (3) 部活動における指導・運営体制の充実

#### ア 部活動の意義の再確認

名古屋市教育委員会では、部活動（運動部）の意義として「喜びと生きがい」「明るく充実した学校生活の展開」「豊かな人間性の育成」「体力の向上と健康の増進」「生涯にわたってスポーツに親しむ環境づくりなど」の5点を挙げている。先述したように、当該生徒が所属していた卓球部では、試合を行い、結果に応じてグループを入れ替えていた。部活動においては、ともすれば勝ち負けに重きを置きすぎる傾向が芽生えやすいことを十分認識し、本来の意義に即した活動となるよう、適切な指導・運営が行われなくてはならない。また、このことに際し、部活動は個人の自由な意思で参加するものであることを踏まえ、部員一人ひとりの個性や意見が尊重されることが重要である。

#### イ 指導者の適切な配置

子どもの安全・安心を考えるならば、部活動は、原則、教員の監督下で行われることが望ましい。しかしながら、教員は多くの仕事量を抱えており、部活動に費やす時間の確保は個々の教員の努力に委ねられているのが現状である。

こうした中、当該卓球部では、顧問が部活動全体の統制を取り切れていなかった事実が見受けられる。部員何人に顧問1人が適切かということについては、活動の内容も顧問個人の力量もさまざまなので、定量的に指摘することは難しいが、活動中、生徒だけの時間が多くなれば、それだけ大人の目の届かない場面が出てくる。そのような場面では、いじめが起きやすい状況が生じうるという点を認識し、顧問が活動の場に立ち会うようにしていくことが必要である。このことは、特に試合形式時など部員にストレスがかかりがちな場面において



留意する必要がある。

そのため、各部活動の現状を学校全体として常に組織的に把握し、情報の共有を図った上で、必要に応じて体制を充実できるようにしておくことが望ましい。ただ、現実問題として、学校にはそのような人的な余裕はない場合がほとんどであるので、どの学校においても適切に部活動を指導できる人員を確保するためには、部活動に関わるスタッフとして、教員以外の人員を活用することを考える必要がある。

この点、名古屋市では部活動外部顧問の派遣制度の充実が図られてきており、その点は評価できる。その制度をさらに拡充し、各学校が適切に部活動を運営できるような環境整備に取り組まれない。

また、従前は適切に運営できていた部活動でも、顧問が人事異動等で変更になったことに伴い、新しい顧問体制と従前の指導に慣れた生徒との間でトラブルが起きることがある。こういった問題も、人的体制の充実によって回避できると思われる。あわせて部員とともに行うミーティングの機会充実により、活動内容の活性化や連帯感の醸成を図るなど、きめ細かな指導に取り組むことも重要である。

#### ウ 技術指導における専門性の向上と外部人材の活用

本節アの冒頭に述べた部活動の意義が適切に具体化されるには、部員一人ひとりがそれぞれの目標に応じて活動できるような練習場所の確保、顧問の適正な配置とともに、指導体制の確保と練習機会の提供が必要である。そのためには、部員の人数に応じた練習場所の確保、顧問の適正な配置とともに、その競技に習熟した指導体制の整備も重要である。

顧問には、部活動の場が部員一人ひとりにとって学校における大切な居場所となり、互いに助け合い、励まし合う協調的な雰囲気保たれるような部活動の運営とともに、技術指導の役割も求められる。しかしながら、顧問を担当する教員には、必ずしもその競技の経験や知識が十分あるわけではない場合もある。この点において、名古屋市では部活動外部指導者の派遣制度の充実が図られてきているので、外部顧問とあわせ、そのさらなる拡充にも取り組まれない。この場合、外部指導者の役割としては、顧問を適切に補佐し、専門的な観点から部員一人ひとりの力量や志向に応じた練習メニューを提示し、必要なアドバイスを行うことが求められる。また、その人材は、大学生や地域の方、退職教員等の活用など、幅広く求めるべきであり、これまで以上の努力を期待したい。

以上のように、体制の充実を前提として、適切な役割分担に基づけば、必ずしも顧問教員が部活動の競技に高い技術や知識を有していなくても、組織全体として、部活動全体を適切に運営することが可能である。

#### (4) その他、全体を通じて充実を図るべき点

##### ア 教師がより信頼される存在になること

一人ひとり異なる児童生徒の特性の的確な把握と、それを踏まえたコミュニケーションの取り方など個別の対応に関して、各教師が力量向上を図ることが必要である。また、児童生徒理解に関しては、表出している行動や問題だけでなく、その背景にある児童生徒の気持ちや、家庭状況等の個別事情など、総合的に洞察する力が求められる。これらの点に加え、子どものいじめや自死の問題について、インターネットやSNSにおけるいじめなど今日的な課題も含め、その理解を深めるための研修等を充実させることにより、教師が個々の資質向上を図り、児童生徒や保護者にとって、より信頼される存在になるよう努められたい。

##### イ 学校全体として経営的視点の再確認

本事案では、当該生徒の学級にしても卓球部にしても、個々の教師による指導の状況が、学校全体としての方針や方向性とずれていたと認められる点が多く見受けられた。学校経営案や年間指導計画を形骸化させることなく、学校現場のさまざまな場面において、実態に即して実践されているか、十分確認されたい。